

富良野市地域材利用推進方針

富良野市地域材利用推進方針（以下「本推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（以下「道推進方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めます。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

道推進方針で定める建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、市、事業者、市民は以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとします。

（1）地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

①市による取組

市は、自ら率先して整備・施工する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、本推進方針に基づく建築物等における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、建築物等における地域材の利用により効果的な促進に努めるものとします。

また、関係機関と連携しながら地域材を利用しやすい体制整備に努めるものとします。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、道推進方針及び本推進方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、道や市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとします。

また、林業事業者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらへのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとします。

③市民による取組

市民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

（2）関係者相互の連携及び協力

市、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は（１）の各主体の取組の実施に当たり、道推進方針及び本推進方針に基づき、法第８条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとします。

（３）地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号。以下「クリーンウッド法」という。）第２条第２項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとします。

また、建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する建築物において地域材を利用するに当たり、市民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されているＪＡＳ製品の使用に努めるものとします。

（注）本推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいいます。

第２ 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

１ 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第１３条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術や人材の育成を図るため、ＣＬＴや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとします。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとします。

また、市は、ライフサイクル・アセスメント（ＬＣＡ）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、ＥＳＧ投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理

面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとします。

2 住宅における地域材の利用の促進

市は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとします。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとします。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針、道推進方針、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとします。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の推進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとします。

4 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれます。

①市が整備する公共建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎、市職員住宅等が含まれます。

②市以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、

社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれます。

（２）公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとします。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第２の４（３）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進します。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとします。

② 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとします。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレットや木質断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進に努めるものとします。

（３）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成２２年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところではありますが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第２の４（１）の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進に努めるものとします。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとします。

５ 公共土木工事における地域材の利用の促進及び推進

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、市が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとします。

また、工事現場での環境配慮への取組として木質バイオマスの利用（例：木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等）を促進するものとします。

第3 市が整備・施工する公共建築物における地域材の利用の基準

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

(1) 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の4（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として全て木造化を図るものとします。

(2) 木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るものとしますが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではありません。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとしますが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原料とする製品の入手が困難な場合はこの限りではありません。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

(1) 木製家具等の導入の推進

市が整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入に努めるものとします。

(2) グリーン購入の推進

市が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとします。

(3) 木質バイオマスの利用の推進

市が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとします。

3 公共土木工事における地域材利用の推進

市は、その実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込まれるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、原則として地域材の利用を図るものとします。また、新たな技術の活用や資材の転換により地域材の利用が見込める工種・工法について、積極的に試験施工に取り組むものとします。

第4 建築物の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用動向の把握、ニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定に基づき、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとします。

また、市は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとします。

2 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

市は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進します。

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとします。

また、市は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとします。

第5 建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとします。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業であり民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、暗渠疎水材をはじめ畜舎などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとします。

2 木質バイオマスの利用の促進

市は、公共建築物における木質バイオマスの利用を推進するとともに、市民への利

用の意義の普及啓発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努めます。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材を利用した木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとします。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備・施工においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分に考慮してうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとします。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちですが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要があります。

2 地域材の利用の推進体制

(1) 市の体制

市は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部局等で組織する連絡会議を設置するなど、体制の整備に努めるものとします。

附則

この方針は、平成24年 8月16日より施行する。

この方針は、令和 5年 3月 1日より施行する。